

# 事務局ニュース NO.14-07 2015. 3. 10 埼玉県学童保育連絡協議会

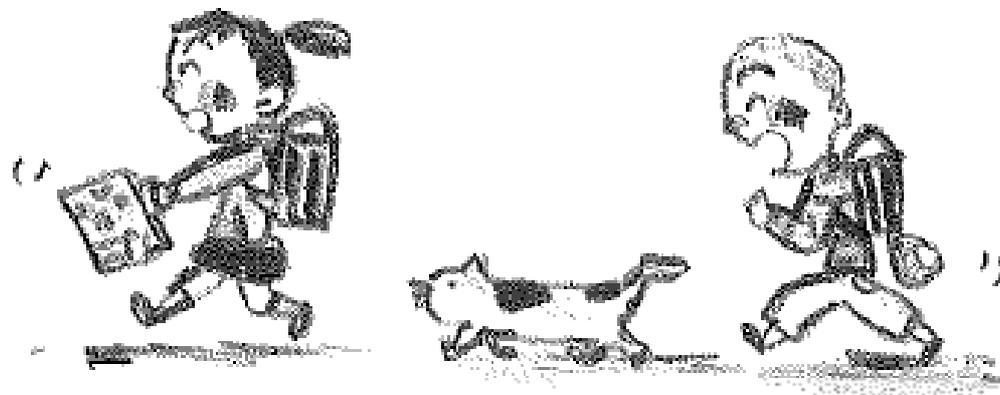
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F

TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572

[http://www.geocities.jp/saitama\\_gakudou/](http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/) Eメール [gakudoust@yahoo.co.jp](mailto:gakudoust@yahoo.co.jp)

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

- ①2015年度県予算案発表 「新制度」型予算は、実質1.45倍  
国の新規施策・単価増は間に合わず
- ②市町村へ県予算と国の動きを届け、6月以降の議会で  
施策化・予算化をはたらきかけよう！



## 県連協からお知らせ・お願い ( ^ 0 ^ )

### 1. 来年度予算編成に向けて、現行施策の水準維持と「保育緊急確保事業」の予算化を

(1) 2015年度県予算案発表 前年度比マイナス6億円、16.7%減。 実態は、実質16億円増1.45倍!

2月12日、2015年度県予算案が発表され、2月定例議会で審議中です(※別紙①「放課後児童健全育成事業 埼玉県予算 2014年度と15年度の比較」)。

①総額は約30.7億円。前年度比約6億円減、16.7%減となっています。これは、昨年度までは国庫支出金が県を通して市町村に支出されていましたが、新年度は、「子ども・子育て支援新制度」(「新制度」)施行に伴い、それが直接、市町村に支給されたことによります。ですから、従来の計算方法で算定すると、約53.7億円、前年度比16.7億円増で1.45倍となります。

②補助単価は、国の予算策定の作業が遅れたことから、2014年度の数値で計上していると想定されます。新年度の国の新規施策・単価増等は間に合っておりません(※国の予算案は別項参照)。その上で、箇所数増を盛り込んでいると想定されます。また、従来は県の枠から外れていたさいたま市・川越市についての県負担分も予算化しています。

③施設関係費は、「環境改善事業費(新設整備費)」分が28(14年度)→49(15年度)、「整備促進事業費(改修整備費)」分が4(同)→14(同)と増えています(さいたま市分も含んでいます)。

④障害児学童保育(「特別支援学校放課後児童対策事業費」)は、補助対象クラブが23(14年度)→12(15年度)と減少。

⑤県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、新規で900万円。

⑥現任研修への補助等（「放課後児童指導員研修・指導事務費」）は、昨年度と同額の159.3万円

## （2）これからのとりくみ 県連協は県へ、地域連協・クラブは市町村へ

□県連協としては、県に対して国の新施策や単価増等を実現させるべくはたらきかけていきます。

2月17日の少子政策課長との懇談の中で課長は、「新しい補助についても、国の補助要綱等を確認した後に市町村に案内していきたい」と回答しています。つまり、6月以降の補正予算等の形で対応したいとの意向です。しかし、国の補助の改善の幅が大きく、また新規施策も多岐にわたるために（**※別項参照**）、実際に予算化できるかはまだ不鮮明なところがあります。

□地域連絡協議会・クラブでは、市町村に対してはたらきかけましょう。

「新制度」の下では、従来は、国の補助金（「新制度」の下では「交付金」と称する）は、都道府県を通じて市町村に流れていましたが、「新制度」の下では、国からストレートに市町村に支出されるように大きく変わります（**※別紙「国の子ども・子育て 支援新制度における放課後児童クラブの位置づけ 財政支援のイメージ」**）。県は、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」との位置づけです。国の新しい施策や単価を採用するかは、市町村の“やる気”にかかっています。

県連協としては県の負担分の支出をはたらきかけますが、地域連協・クラブとしては、実施主体である市町村に対して施策化・予算化を働きかけていきたいと思います。

# ■ 県連協からの報告（^\_^）v

## 1. 来年度予算等について県少子化政策課長へ要望・懇談しました（2月17日）

毎年度、次年度予算案への要望書を後押しするために陳情署名を届けて、県と懇談の場を設けてきました。今年度は、陳情署名にはとりくみませんでした。当面する問題に絞った「緊急要望書」を提出し、懇談を行いました。県側から、三村課長以下4人が出席。

要望と回答は以下の通りです。

### 1. 国の新たな予算を積極的に活用して、運営費増、指導員の処遇改善を

今まで、県でも国への要望等働きかけてきたところが少しずつ実現してきたと考えている。新しい補助についても、市町村へ実施を働きかけをするという形で支援していきたい。ただ、補助要綱等の形で詳細が不明であるため、それを見た後に市町村に案内していきたい。

### 2. 「新ガイドライン」に現「運営基準」の数値部分の継承と、点検・公表の継続を

新ガイドラインについては、既に何度かお話をさせていただき、いろいろご意見をいただき、それらを踏まえて、国のガイドラインを待つことなく、作っているところ。頂いたご意見を反映しながら、今までの運営基準の水準を落とさない方向で見直しを進めて参りたい。

### 3. 安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割を

国がどう考えるのかというところを注視している。その動向を見つつ、子どもたちの生活にとって、安心安全が第一ですから、それが確保できる形で、市町村へは、助言を進めていきたい。

## 2. 国の予算案発表 総額は前年度比1.5倍、「開所時間延長支援事業」283万円も

1月14日、2015年度の政府予算案が閣議決定され、現在、今国会で審議されています。

国は今回の予算案について、「放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算（案）に『量的拡充』及び『質の改善』に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援」（※別紙71の「放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要」）する予算と位置づけています。

以下は、主な特徴点です。詳しくは、3月10日の内閣府新制度説明会以降に示されるとのことです。

### 1. 運営費、施設整備費は都道府県を通さずに国（内閣府）から直接、市町村へ交付

今年度までは、「事業主拠出金」（社会保険の事業主負担の児童手当分）によって成立している厚生労働省の予算（「保育緊急確保事業～放課後児童クラブ開設時間延長支援事業」を除く）から都道府県を通して市町村に支出されてきました。新年度からは、内閣府に少子税財源と「事業主負担」を合体させた「年金特別会計・子ども・子育て支援勘定（仮称）」というお財布をつくり、そこから、都道府県を通さず直接、市町村へ交付する形となります。都道府県は、予算の範囲内で交付金を交付することとなります（※別紙70「子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブの位置づけ 財政支援のイメージ」）。

2. 全体の予算は、放課後児童クラブ関係予算575億円で、対前年度比191.3億円、50%増となっています（※別紙71の「学童保育（放課後児童健全育成事業）の予算の全体像スケッチ」）。

この予算とは別に、「放課後児童支援員認定資格研修事業」と「放課後児童支援員等資質向上研修事業」を含む「職員の資質向上・人材確保等研修事業」（15.7億円の内数）が厚生労働省予算として計上されています（※同）。

### 3. 主に運営費に関わる部分（※別紙71の「2015年度 国の学童保育予算(案)の単価」の前段部分）

「基本額」部分も「加算」部分も増額、障害児は5人以上は倍額に。新規に、「民家・アパートの賃借料」「送迎支援事業」「19人以下加算」等を予算化

①「補助金の設定」が従来の「クラブ単位」から「支援の単位」に見直されています。

②従来の「基本額」とされている部分は、児童数の分布に応じた単価が、36～45人の部分以外は、児童数に応じた単価となっています。

③そして、それぞれの分布で単価が増額となっています。特に、30人で213.7万円→355万円と141.3万円増となっています。また、「開設日数加算」、「長時間開設加算」も単価増となっています。

④障害児加配について、従来は何人でも同額でしたが（埼玉県は6人以上でさらに加配していた）、5人以上で2人加配としました。単価も163.9万円→171.2万円と増額しています。

⑤新規で「放課後児童クラブ運営支援事業（仮称）」として「民家・アパート等を利用しているクラブに賃貸料補助」308万円（1単位当たり・年額）を計上。

⑥同じく新規で「放課後児童クラブ送迎支援事業（仮称）」として「学校敷地外のクラブに移動する際に送迎費補助」43.5万円（1単位当たり・年額）を計上。

⑦2014年度に新設された「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」については、従来のように「非常勤職員配置」の場合は、153.9万円（※2014年の156万円から微減）、「常勤職員配置」の場合は、283.1万円となっています。

⑧また新規で「19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置」費として53.2万円を計上。

4. 主に施設整備に関わるに關わる予算（※別紙71の「2015年度 国の学童保育予算(案)の単価」の後段部分） これも新規のものがたくさんあります。

### 3. 厚生労働省 「放課後児童クラブ運営指針（案）」発表 16日までパブコメを実施

厚労省は「放課後児童クラブガイドライン」（2007年）の改訂版として「放課後児童クラブ運営指針」の策定を行っており、3月2日から16日までパブリックコメント（意見募集）が始まりました。  
電子政府の総合窓口（イーガブ） <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public> で閲覧できます。

### 4. 労働問題基礎講座、県実践交流会を開催しました

#### （1）第15回県学童保育指導員労働問題基礎講座（1月21日、於：埼玉教育会館）

「子ども・子育て支援新制度」時代の学童保育と指導員の課題」のテーマで、真田祐氏（全国学童保育連絡協議会事務局次長）に講義していただきました。

参加者は、22市町209人 ※昨年度は30市町262人（県外1）

#### （2）第36回県学童保育実践交流会（3月1日、於：国立女性教育会館）

5つのテーマ、16分散会で学び合いました。

参加者は、38市町 450人（内、県外5人） ※昨年度 41市町村485人（内、県外2人）

### 5. 今後の県連協の予定

#### （1）平成26年度県放課後児童クラブ新任指導員研修会（第14回新人指導員研修会）

3月15日（日） 於：上尾市文化センター 県と県連協の共催 ※申し込みは締め切っています

#### （2）第4回代表委員会のお知らせ 2015年度県連協総会議案書を討議

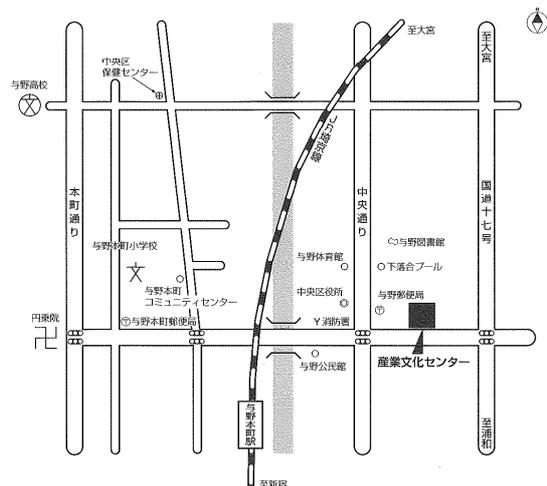
□日時：4月18日（土）18:00開場、18:15開会

□会場：さいたま市産業文化センター302

【県連協から報告】①「子ども・子育て支援新制度」の動き ②来年度県予算

【各地から報告】「新制度」についての市町村の動きと地域連協・クラブのとりくみ～

【議題・交流】①県連協総会議案書の提案・審議 ②「新制度」への今後のとりくみ ②その他



#### （2）第43回県連協総会 5月30日（土） 17時30分開場 於：埼玉県教育会館

#### （3）第43回県学童保育研究集会 5月31日（日） 於：国立女性教育会館（嵐山町）

全体会（午前中）の記念講演の講師は、高垣忠一郎さん（立命館大学大学院教授）です。